

平成22年第5回東大和市議会総務委員会記録

平成22年6月9日（水曜日）

出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	関田 正民 君
委員	西川 洋一 君	委員	粕谷 久美子 君
委員	森田 憲二 君	委員	小林 知久 君
委員	佐村 明美 君	委員	二宮 由子 君

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

議長	粕谷 洋右 君	6番	中村 庄一郎 君
15番	長瀬 りつ 君	19番	御殿谷 一彦 君
21番	大后 治雄 君		

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	桜井 輝幸 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	新井 利恵 君

出席説明員（8名）

副市長	小飯塚 謙一 君	企画財政部長	浅見 敏一 君
総務部長	北田 和雄 君	市民部長	乙幡 修爾 君
子ども生活部長	阿部 晴彦 君	秘書広報課長	木村 西 君
市民課長	関田 賢治 君	防災安全課長	西永 宣昭 君

会議に付した案件

- (1) 22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情
- (2) 22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情
- (3) 22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情
- (4) 所管事務調査
市の防災安全対策のうち総務部の所管に関すること

午前 9時40分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成22年第5回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 初めに、22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情、本件を議題に供します。

前回の審査に引き続き質疑を行います。

[発言する者なし]

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

○委員（二宮由子君） 22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

市町村議会の議員の定数は地方自治法第91条で規定され、人口区分ごとの数を超えない範囲内で原則として条例で定めなければならないとされております。当市の人口規模においては30人とされておりますが、この規定はあくまでも上限を決めるものであり、各自治体の自主性、自立性にかんがみ、みずから判断し適正な議員定数を条例で定めるべきものであります。

また、昨今地方自治体の自主性を重んじ、この規定自体を撤廃する動きが始まっているとも聞いております。当市におきましては、平成7年執行の選挙で26人から25人に、平成11年執行の選挙で25人から22人へと、過去2回にわたり議員定数削減を実施いたしました。その後、22人の議員で2回の選挙が行われましたが、この間定数削減によって議会運営に何らかの支障があったとも思い当たりませんし、また市民の皆様から議員の数が減って市民の意見が届かず困っているなどの話を私ども一度たりとも聞いたことはございません。それどころか、今なお議員の数が多過ぎるとの声ばかりが聞こえてまいります。ただし、同時に議会の役割が市民に十分に理解されていないとも感じます。

そこで、議会のあり方や議会活性化など、議員同士で議論する場をつくり、東大和市議会としての方向性を示す必要があると考えます。

また、不況の波が市民生活にも多大な影響を及ぼしており、市の財政運営も長年にわたり危機的状況にあります。その中で市では職員数や給与の削減、事業の延期など、市民サービスにできる限り支障を来さないよう努力されてまいりました。このような状況のもと、市議会として実効的な行政改革を市民の理解と協力を求めて推進するよう努めなければならないのは自明でありますし、みずから率先し必要最小限の組織の中で最大限の力を発揮する努力をしなければ、市民の理解は到底得られるものではないことも、また自明であります。議員定数の削減により、現状に甘んじることなく、議員一人一人が今まで以上に鋭意努力し、資質の向上を図り、市民の負託にこたえられるよう責任ある議会運営に努めることで、東大和市議会が目指す真の議会改革が実現すると考えるものです。

以上、討論といたします。

○委員（佐村明美君） 22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

地方議会は住民によって選ばれた議員で構成される議事機関であって、住民の意思を行政に反映する住民代表機能を有しており、情報開示、審議機能、また意思決定機関、執行機関に対する監視機能など地方自治に果たす役割は極めて大きいものがあります。定数の削減については、常日ごろより民間の状況を踏まえ、かなり厳しい指摘もあり、市民の率直な声、市民感情として聞かれることであります。

公明党といたしましても、代表者会議等でも定数についての議論をしてはどうかとの問題提起もしてまいりました。国も行政改革の実行に責任を有するのと同じく、地方行政もまた減量化、効率化の重大な責任を有することを見れば、議会においても経費の節減、運営の効率化を市民が期待するのは当然であり、自発的に方策を講じる必要があります。とりわけ地方分権の推進化の中での地方議会の役割もまた大きく変わりつつあります。条例制定権の拡大や権能の強化で地方議会の責任はますます重くなるとともに、行政が複雑、多様化する中で専門化、細分化され、議員の果たす役割はますます増大し、自己研さんを積むことが重要となってきております。

東大和市議会といたしましても、インターネットの導入、休日・夜間議会、控室パソコンの環境整備、議会図書室の充実、研修会の拡大など、議会の活性化のための環境整備をしていくための財源を議会みずから生み出す努力も必要であります。当市では最終条例改正日から11年を経過し、この間の地方分権、市民ニーズの多様化、高度化、情報化が急激に進んでおります。類似都市を見ても直近で削減を行い、時期を見れば遅きに失したくらいであります。市民から陳情を出されるまでもなく、議員みずからが率先して定数の削減を行うべきです。民意の反映とチェック機能は定数が多ければ多いほどよいというものではありません。多様な民意の反映は議員の努力、情報収集などの改革により可能であります。今問われているのは、議会と議員の質の向上につながっていかねばならないということであります。議員報酬等の引き下げなどの声もありますが、議員の質の向上を目指す上では一定の待遇を認めることも必要であります。行政のプロである役所の職員と協働で地方自治を担うためには、議員にも行政全般に関し専門的な知識が求められ、そこには職業としての地位が与えられてもよいのではないのでしょうか。

よって、議員、議会の質を高め、議会改革を推進するために、定数の削減に賛成をするものであります。

○委員（小林知久君） 本陳情に反対の立場で討論いたします。

単なる経費節減の視点での議員定数削減には反対です。

東大和市の民主的運営は、どうあるべきかという合意形成がまず必要です。議会の目指すモデルによって、給料を下げて人数をふやすパターン、これは審議会のような形に近くなるのでしょうか。夜間議会、週末議会などのやり方で幅広い民意を吸収するやり方と給料を上げて人数を減らす専門職のパターンです。より部長職に近いような仕事をやることになるのでしょうか。こういう大きな二つの方向が両方あると思っています。民主主義というのは手続ですから、その経費をどれだけとれるかという問題でして、こういったところの合意形成をある程度していく必要があるというふうに思っております。ただし、ただ現状維持をしようというのもおかしいことであるということは理解しております。この陳情は、いわば議会批判です。それに対し、議会としての何らかの対応は必要ではないかと私自身は思っております。

また個人的には、もう少し時間をかけてこの陳情を話し合いたかったと思っております。特別委員会などを移して、議会制度のあり方も含めた議論をしたかったなというふうに思っております。不断の議論なくして、市民からの信頼の向上はないと思っております。

以上です。

○委員（西川洋一君） 私はこの陳情に反対の立場で討論します。

この陳情の理由にあります行財政改革の先頭に立つということでは、議会は私は立っているというふうに既に思っておりますし、また市の財政の大変さ、どこから来ているか、このことにつきましても市財政の状況に関する調査特別委員会では十分に議論をし、その方向性もきちんとして出しているということから、この結論から見れば、この陳情が求めている議員定数削減が必要だというこの陳情の趣旨は、ちょっと話が違うんじゃないかというふうに思います。

それから、また地方自治を確立する、地方自治はこれは憲法でも定められている重要な行政の内容でありまして、この地方自治の確立に当たっては、住民の活発な諸活動とともに、議会がどれだけ強力になるかということもまた必要なことと思います。議員がこれまでも述べられていますように、市側の行政をきちんとチェックできる能力、これがまず大事だと思いますけれども、それを持つ議会としての強力な権限、それは事務局も含めた調査能力、そうした能力を持つ議会にすること。それには一定の費用もかかるというふうにはなると思っています。

それから、住民の声を市政に反映する、つまり住民の皆さんがこうしてほしいということ、それを実現できるような力を持つような議員、議会にする上では、より多くの声を議会に届けようとすれば、市民の皆さんに密着したところに議員が大勢いる、そういう体制もまた必要というふうに思います。私は議会の権限を議員数も含め強大にすることこそ——まあ強大といっても限度があるわけですが、そういうことこそ今求められているというふうに思います。ということから、この陳情には反対をするものです。

○委員（森田憲二君） 本陳情に賛成の立場で討論させていただきます。

過去2回ほど、当市議会では定数の削減をしまいいりました。そのことによって、財源的なものについては、行政側のほうにすべて移管をしたわけなんですけど、当たり前のお話なんですけど、ただその間議会のほうとしては、何も要求というか、ふだんからの要求もしてまいりました。ところが、議会費の中では昨今変わったことは今までに一切ありません。本陳情の中にありますように、削減することに関しては反対とか、賛成とかいう以前の話として、るる討論の中に入っておりますように、情報化社会、またこれだけの地方分権の中で議会のあり方ということに関して、まだまだ議論すべき点は多々あるかと思っています。そういった意味では、過去2回を振り返ってみて、いかに変わってきたかということをお考えすると、当時携わった人間として、逆に考えますと削減ではなくて定数増ということもあるということも考えて、当時の削減をした経緯もございまして。そういった意味では、人口の推移等々、また経済状況にかかわって定数を削減するだけではなくて、やはり違う手法もとる必要があるのではないかということをお総合的に判断した上で反対の討論とさせていただきます。（発言する者あり）

すいません、訂正しておわび申し上げます。本陳情に反対ということで御理解をしていただきたい、訂正しておわび申し上げます。

以上です。

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中間建二君） 次に、22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（西川洋一君） 特に質疑ではないんですけども、表題は人権侵害救済法と書いてありまして、陳情要旨のほうでは人権擁護法と、こうなっているんですけども、人権擁護法というのはたしか私がいろいろ調べたところでは、前政権のときに出されたもので、これはいろいろ議論した結果、やはり多くの問題があるということ、そのままの状態になっていると。新たに人権侵害救済法も今新政権のもとで検討はされているようですけども、これもまたいろいろ議論があって、国会にはいつ上程されるかわからないという状況のものを、ここでこの陳情では断定的に、こういうものがあるから反対だというふうに言っていますので、これはちょっとそういう議論になじむかどうかということもありますので、私の考えとしては、これは反対したほうがいいかなというふうには思っているわけです。

○委員（二宮由子君） 今西川委員のほうから言われたように、現状の動きなど、もしも行政のほうでとらえていらっしゃるようでしたらば伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 人権侵害救済法に至る経過をちょっと御説明いたしますと、まず背景がございまして、古い話ですが平成5年に国内人権機関の地位に関する原則、まあパリ原則と言われますが、これが国連総会で採択されました。このパリ原則では、人権団体、弁護士、医師、ジャーナリストなどで構成する人権救済機関を政府から独立してつくるよう定めています。平成10年には、日本に政府から独立した人権侵害を救済する機関がないということで、国際人権（自由権）規約委員会から勧告を受けたということがあります。そういうのが背景としてありまして、平成14年の154回の通常国会に内閣が人権擁護法案というものを提出しております。これは、その後継続審議を経ましたが、平成15年10月の衆議院の解散に伴って廃案となっております。その後、各政党の中でいろんな検討は加えているようですが、最近の動きとしましては、平成22年2月の参議院の本会議の代表質問の答弁で、鳩山首相がここでは人権侵害救済法というふうに言っていますが、早期提出に意欲を表明したことがあります。ただ現在まで法案が国会に提出されているということではございません。以上です。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

議事運営の都合上、暫時休憩いたします。

午前10時 2分 休憩

午前10時 3分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（森田憲二君） せっかく担当の部長がお見えですから、お聞かせ願いたいと思うんですけど、導入された場合の市の業務的な問題、それからどういう問題が発生するのか、またメリット、デメリット含めて、今考えられる範囲でお答え願いたいと思います。

○市民部長（乙幡修爾君） 一番影響を受けますのは、やはり戸籍関係だと思います。そういった中で、今の戸籍が一家族同氏を使用しているというところで、その部分をどうするか。それは今後また法制審議会等の答申等も含めまして、細かな内容は国から示されると思いますけれども、今一番我々が危惧しているところは、その取り扱い関連というふうに考えてございます。

○委員（森田憲二君） それは当然だと思うんですけど、逆にメリット、行政側で考えられるメリットっていうのはあるのかなという感じがするんですけど、もしその辺がおわかりでしたらお願いしたいと思います。

○市民部長（乙幡修爾君） 我々のほうの事務的な観点からしますと、このメリットというものの想定は今のところは考えてはおりません。

○委員（小林知久君） 私も質疑じゃないんですけど——質疑じゃないって言ったら怒られるかな。こういう高度に国政課題のものを、私としては非常に資料もないですし、判断するのに困るところなんです。いつか陳

情者が議事録読んでくれるかなと思って今言っているんですけど、私みたいに政党性がなく、党の判断を伺えないという場合、こういう国政課題というのは非常に無責任に意見を言うか、結論を出せないかのどちらかになってしまいます。そういった意味で、こういった本当に高度の国政内容というのは、市議会の審議にはなじまないと考えております。

そこで一つ質疑ですが、例えばこういうそもそも所管なのか、じゃないのかというところで、これは例えば今部長さん御答弁されたんですが、どういった情報をもとにお答えして——新聞ですかね、どういった情報をもとに、こういった議会の場合での答弁をしていく。それから、庁内での答弁調整をしていくのでしょうか。ちょっとイレギュラーな質問で済みません。

○副市長（小飯塚謙一君） 私どもが答弁する場合にはですね、政策的なことにつきましては言えません。あくまでも中立的な立場で事務的にどうだという形で答えるところです。その情報収集というのは、ある程度報道機関とかですね、そういう立場を、そういうものから得た情報に基づきまして答えているところでございます。以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

議事運営の都合上、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務調査、市の防災安全対策のうち総務部の所管に対すること、本件を議題に供します。

前回報告以降の災害状況等について報告をお願いいたします。

○防災安全課長（西永宣昭君） 総務委員会所管事務調査のうち、前回報告した以降の災害対応等について御報告申し上げます。

お手元の総務委員会資料をごらんいただきたいと思います。

3月9日から5月までの災害対応等ということでございまして、まず火災の対応についてでございますが、①といたしまして、3月12日に清原2-1都営東京街道アパート4号棟前、これは号棟前の芝生が何らかの原因で燃えたということのみでそうっております。

②の3月15日、奈良橋5丁目782-7につきましては、全焼、夜8時45分火災発生いたしまして、全焼1棟ということでございます。焼損床面積が100平米ということで、原因につきましては、配線関係と思われるという報告を消防署から受けてございます。

③の3月28日の南街5丁目75-9のコーポ大和でございますが、これは調理中の鍋の煙を火災報知機が感知して通報したもので、誤報でございました。

④の3月30日でございますが、南街2-95-5、部分焼ということでございまして、焼損床面積15平米、これは負傷者1名ございましたが、石油ストーブ関係と思われるということでございます。

⑤でございます。3月31日、午前7時26分発生いたしました向原4-30-8、これにつきましても調理中の鍋の煙を通報したものであるということで誤報ということでございます。

⑥の4月17日、向原2-778-50でございますが、こちらも調理中の煙を通報したものであることですが、火災報知機の鳴動もあったということで家族が通報されましたが、誤報であったということでございます。

一番下の⑦でございますが、5月14日、上北台1-902-100、これにつきまして、調理中の煙を隣家の方が通報されましたが、結果的には鍋を焦がしただけということで誤報だったということでございます。

めくっていただきまして2ページでございます。

⑧でございます。5月17日午前11時25分ごろ、向原6-1179-5でございますが、半焼1棟、それから両隣にちょっとぼやということで、壁が焦げたりいたしましたので、小火2棟、焼損床面積が2階建ての上の部分、30平米ということでございまして、負傷者が1名出てございます。

次に、2番のこの期間における自治会の防災訓練等の対応でございますが、市主催の避難所体験訓練はございませんでしたが、自治会の防災訓練が4月11日日曜日、東大和グリーンタウン管理組合が行いまして、ここに消防署、それから市、消防団が参加しておりますので御報告申し上げます。参加人数は80名でございます。

引き続きまして、3番、その他報告事項でございます。

二つ用意してございまして、1番につきましては、ヘリサインの設置についてということでございます。

こちらは、東京消防庁からの要請もございまして、昨年当総務委員会における御意見も踏まえまして、予算化いたしました市役所屋上へのヘリサイン表示でございますが、6月3日に塗装が完了いたしましたことを御報告申し上げます。

なお、お時間がございましたらば、後ほどごらんいただきたいと存じております。

次に、②の安全安心情報送信サービスにつきましてでございますが、お手元に青色のチラシをお配りしてございますので、こちらをごらんいただきたいと思いますが、これは現在子どもの安全に関する不審者メール、このチラシでいきますと、「提供する情報」の犯罪・不審者情報の2番になりますが、小中学校などの周辺で発生した不審者出没情報を主に教育委員会からの情報に基づきまして、防災安全課で登録いただいている市民の方のメールに情報送信しているものでございますが、これのみを行ってございまして、これをやはり当総務委員会及び議会における御意見、御提言を踏まえまして、このたび提供する情報の内容に1番の東大和警察署が提供する犯罪にかかわる情報及び現在市民の行方不明情報を防災行政無線で流しておりますが、これも同時

にメールで配信したいというふうに考えております。

これに加えまして、災害情報ということで3点、1点は地震につきましては、震度4以上の地震が発生したとき、2番といたしまして、台風・大雨・洪水・大雪等による警戒警報が発令されたとき、その他市民の生命、財産を脅かす緊急事態が発生したときには、この安心メールを活用して送信していきたいというふうに考えております。その準備ができましたので、本日あらかじめ総務委員会に御報告申し上げるものでございます。

なお、実施予定でございますが、個人情報保護審議会に報告いたします関係から、前後して現在登録をいただいております約1,400の方がいらっしゃいますが、その方に事前にリニューアルするという内容を送信させていただきます。あわせて8月1日号の市報及びホームページでの周知を図って8月2日から実施する予定でございます。したがって、お手元の青いチラシの内容は、それまでは従前どおり不審者メールだけですので、御注意、御理解いただきたいというふうに思います。市議会の皆様方には、改めて7月下旬ごろに保護審と前後いたします、御案内申し上げます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 報告が終わりました。

ここで、ただいま報告のありましたヘリサインの視察を行いますので、よろしく願いをいたします。

〔現地視察〕

○委員長（中間建二君） それでは、皆様、視察大変にお疲れさまでございました。

ここで、質疑、御意見等があれば、御発言をお願いいたします。

○委員（西川洋一君） これは報告の1番目の火災の対応についてのところで、いろいろ出動があつて御苦労さまでした。

それで、原因のところをもう少し詳しく教えていただければというふうに思うんです。例えば配線が原因だったとか、石油ストーブが原因だったとかあるわけですが、そういうことを聞いておきますと、近所の人にこういうことで配線は注意したほうがいいよということと言えますので、もう少し詳しくわかればお願いしたいと思います。

○防災安全課長（西永宣昭君） ただいまの御質問でございますが、例えば②につきましては、実は御家族の方が皆さんお出かけになった後ですね、消防庁のほうもまだはっきりしていないんですけども、火事の部分が人の気がないということですので、多分ベッドの下ですとか、そういうことだろうということで、タコ足配線だとか、そういうことが考えられるというふうに言われています。

それから、④の石油ストーブ関係でございますが、実はちょっとここは消防庁ははっきりしてございませんが、負傷者1名いらっしゃいまして、この火事が鎮火した後に病院に搬送されまして、その後お亡くなりになったということございまして、原因は申し上げにくいんですけども、自損ではないかという話がございます。

それから、2ページ目の⑧の一番最近起こった5月17日の向原6丁目の三小へ行く通りのところでございますが、これも建物自体がやはり代々飲食店をやっていますので、前の代から今の店に変えるときに、前の配線がそのまま例えば屋根裏に残っていて、それが何かの関係で触れたとか、そういうことが考えられるということで、これも消防庁の本庁のほうから来られまして、科学捜査をしているところでございますが、そういうことで燃えた後でなかなか難しいんですけども、これも配線だろうという、ここも調理施設でなかったもので、それが考えられるということでございます。

それから、最近全部の火災の出動の傾向を見た中で、消防署の方ともお話ししたんですけども、これはい

い話ですけれども、火災警報機がやはり普及されていますので、ちょっとした家庭の煙ですとかがすぐ鳴動するというケースがふえてきております。それで、それは出動してやむなきでいいわけですけれども、そういう傾向はちょっとあるなということがありました。ですから、先ほどちょっと7番あたりでいきましたけれども、ここは鍋に火をかけたままお出かけになってしまったということがあったようなので、それでその煙をまあ鳴動して、さらに隣の方が119番したということでございますから、常日ごろの心がけがまず第一であります、いい面では火災警報機が知らせて、未然にぼやで済んでいるという傾向はあるようなことで聞いております。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） 安全安心情報送信サービスが7月ないし8月からできるということで、結構だなというように感じもしております。それで今まで気がつかなかったんですけど、この情報の中に「財産を脅かす」というようなことも入っているということは、当然火災も入っているというような気もいたします。それで、何が言いたいかという、今月の水防演習、また9月になれば総合防災訓練等々の御案内が来ます、出初め式を含め。ところが、火災だとかそういったことに関しては一切御案内がありません。まして、消防団の出動区域が変わったもので、地域が違うとサイレンも聞こえない状況に今陥っています。我々の情報源というのは、わざわざ聞くのかということしかないわけです。できれば、その間でもいいですから、災害が起こったときにはファクスか何かで御連絡をしていただければありがたいと思うんですけど、これは私だけじゃなくて全議員のほうに、要らないという人もいるかもわかりませんが、私はぜひお願いをしたいなど。こういう発言の機会もなかったし、今まで関心がなかったわけじゃなくて、自分で電話して役所なり消防署に聞けば教えてくれたんですけど、まあ教えてくれるというか、どなたですかと一応聞かれますけれども、できればそういう災害情報として、議会事務局を通じてでも、ちょっとファクスでもいただければと。この安全安心情報送信サービスができるまで、お願いしておきたいと思うんですけど、よろしく申し上げます。

○防災安全課長（西永宣昭君） ただいまの安全安心情報送信サービスの中身の火災の部分でございますが、ここで言っている災害情報の3番の「市民の生命、財産」というのは、これから整備しようとしておりますジェイアラートといいますか、国民保護という部分がかなり想定されているものでございます。通常の火災等については、ちょっと予定はしてございません。火災につきましては、昼間帯につきましては、議会事務局のほうに御報告をいたしまして、議員さんの要請があればということの流れで考えております。

実は実情を申し上げますと、火災現場に行きますと私も消防署、消防団の方と一緒に現場で活動いたしまして、いわゆる罹災者の関係から処理していったりします。その段階で火災につきましては、例えば通報された方の所番地が出てきたりしてなかなか難しいところがありまして、その家ではない番地が出たりしますので、その確認もとりながらやっていますので、第1報といたしまして今考えていますのは、例えば夜夜中もありますので、これはちょっとこのサービスは原則昼間帯を考えていますので、夜夜中、明け方とかになっちゃうと、これはちょっと大変なことになっちゃうので別な形として今私も総務部長も持っていますけど、団員の参集システムがございますけど、これとは別に携帯で団員に持たせようというふうに考えています。この中に森田委員おっしゃったとおり、御希望される議員さんにつきましても、メールをいただければ、そこに配信していこうということは計画してございます。ですからちょっと申しわけないんですが、そこは夜夜中かかってしまいますけれども、そういうことを今計画してございますので、それは今年度予算につけさせていただきましましたので準備をしています。これは武蔵村山市と一緒に同時施行ということで、北西消が間に入っていますので調整をとりながら、ちょっと時期的には2月ぐらいになったと思うんですけども、これから契約をして進めていき

と思います。そのときはまた議員の皆さんにお声かけしますので、その情報を欲しいよと、いや夜中は困るというようにいろいろあるかもわからないですけど、そのときはお声かけしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 不審者情報なんだけど、大体入ってくると何日か前なんですよ。これ前にも言ったんだけど、やっぱりきょうあれば、まあ今10時半だとすれば一報入りますよね。それで、それに近い時間でその日のうちに流してもらうことはできないのかね。何日か前にもらっても意味がねえんだよね。

○防災安全課長（西永宣昭君） 御指摘いただきましたとおり、以前にも御指摘ありまして、仕組みといたしましては、主に教育委員会のほうから流れる情報が多いんです。私どもも受けるほうとして、これはいつ起こったのかというと、土、日を挟んで金曜日だったりとか、よくあります。御指摘のとおり、タイムリーなものが欲しいということですけども、やはりその中で親御さんの確認ですとか、了承の確認ですとか、それから警察に届けたかどうかということはやっぱり確認したいと思うんです。それは、どうしても時間的にかかっちゃうところがありますけども、心がけとしては早く流したいと思っています。流れたときに、私ども青パトも扱っておりますけど、すぐ青パトにも無線で連絡いたしまして、通常の巡回プラス、そこを集中的に流したり、それから児童館など子供が集まる場所につきましても、子ども生活部にも情報はすぐに流しております。これは青パトとか言っているんですけども、犯人を捕まえたりするのは警察の仕事ですから、そういうことがあったという地域を皆さんで子供を守る目で見てもらおうということですので、2次的に起こらないように、そういうことをやっていきたいと思っています。迅速にやりたいということは心がけてございます。いろいろ工夫していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（粕谷久美子君） 安全安心情報送信サービスというのが、今度災害情報等も入ってくるということなんですけど、今まで安全安心不審者情報というふうにメールの中では入っていたんですが、総合される場合には、どういうふうな名称に変わっていくのか、その辺ちょっとどうでしょうか。

○防災安全課長（西永宣昭君） システム的には、今メールのタイトルが不審者メールとありますけども、これが災害情報の場合は、こちらでそのタイトルを変えることができますので、そういうふうにやっていきたいと思っています。パソコンを打つところで仕分けをして、こういう情報ですよということで流します。サービスの名称といたしましては、このように安全安心情報送信サービスという名称にしていきたいというふうに思っています。

○委員（佐村明美君） 安全安心情報送信サービスが不審者情報から災害情報に拡大されたことは、本当に御努力、御苦労さまでございました。この情報提供の時間帯なんですけども、月曜日から金曜日の午前8時半から5時ということで、特に災害時はどうしても、この情報提供の流れからいくと一たん東大和市役所を経由しますのでね、こういう形になるかと思うんですが、これからスタートはしていただくんですけども、課題になるのか、やはり災害情報については5時までというのはね、やっぱり生命にかかわる問題——両方生命にかかわりますけれども、特にこういった台風だとか、生命、財産の一番危機に及ぶわけですから、この辺の提供をもうちょっと時間的に拡大とか、こういうふうなことは検討されたのかどうか、いかがでしょうか。

○防災安全課長（西永宣昭君） 今回5月29日で、まあ御承知のことかと思うんですけども、気象庁の災害、大雨等の情報が東大和市でいきますと、北多摩北部地域という表現から、市町村を特定して東大和市に警報が出るかどうかというふうになるわけですけども、細かになりますけど、災害情報はそういう形で気象庁が発表

した東大和市版ということで送信したいと思っています。これが、やはり夜とかいうところは御指摘のとおりなんですけれども、一応4時の段階で警戒警報があった場合と、これ以降、警戒警報を出すおそれがあるときということも出るようになっていきますので、少なくとも4時の段階では出るであろうというところまでも、一応拡大してできるかなというふうに思っています。夜中に本当に集中的にきた場合というのは、当然私も職員も建設環境部もあわせまして、出動して待機しますので職員がいるわけですので、それは緊急性があるという判断をもって、水防であれば市長が管理者になっていますので御指示いただいて、そういう報告をして市民の皆さんに安全を呼びかけるということは可能かと思えます。状況によってという判断をさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 安全安心情報送信サービス、総務委員会のほうからもいろいろ提言もして、このような形になりましたこと、非常に総務委員会の実績だと思いますのでありがたいと思います。

また、この提供する情報なんですけれども、これは今までの不審者情報にプラスして犯罪、そして災害情報も加えられたということなんですけど、これ例えば情報を受ける側として市民が選ぶことというのは、これはできないんですよね。それを確認させていただきたいのと、あと災害情報の3番の「その他市民の生命、財産を脅かす緊急事態が発生したとき」というのは、これ時間帯が5時までですから、例えば夜中の火事とかも、これは通報に入るんでしょうか、それを伺いたいのと、あと例えば夜火事があった場合には、その翌日の8時半以降に、こういった情報が入るというような認識でよろしいのかどうか伺いたいと思います。

○防災安全課長（西永宣昭君） このサービスは御質問いただきましたとおり、今までは子供の不審者情報だけでしたので、その情報を得るか得ないかということだけだったんですけども、今度は災害情報も入ってきて、いやそっちは要らないよというお考えの方も恐らくいらっしゃると思うんです。一度、そういうことも問いかけてしなくちゃいけないというふうに考えているんですけども、とりあえず7月の中旬に現在登録していただいております約1,400名の方に、こういうことがありますよということを流したいと思っています。システム的に申しわけございませんが選ぶことはできない、一方的にこちらから流すだけということで、いろんなものはあるんですけども、当市の行っているサービスは一方的なものですので、先ほど粕谷委員も触れた部分でありますけど、これは災害情報なのか、不審者メールなのかというタイトルはこちらで選べますので——まあ鳴っちゃいますけども、そういうことでやりたいと思っています。

それから、緊急の場合は先ほど申し上げましたけども、時間が決められてございますが、その前にやはり火事というのは先ほど申し上げましたけども、ちょっと私ども現場に出て、情報をいつ発信するかというとなかなか難しいんです。もう一つは火事現場がこの家を出したというのと、それから隣の方が先ほどの例からいきますと通報したということもあるんで、最初の段階ではなかなか難しく、消防署も実際行ってみて119番かけた番号で、消防団にここに集まれという通知を出していますので、実際行ってみたらば違う人だったということがあります。ですから、それは出してしまうと、間違っちゃうと、それを見た市民の方が恐らくうちの親戚じゃないかということで、多分混乱されるということもあると思いますので、なかなかそれは難しいんですよ。ただ、この近辺で起こったというところは出せるかと思うんですけど、なかなかちょっと申しわけないんですけども、夜中については出すことはできないなというふうに考えております。翌日にこういう火事の状況があったということについても、ちょっとそれは検討させていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の所管事務調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） これをもって平成22年第5回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時48分 散会